

全浄連NEWS

全浄連ニュース

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会



Close Up Zenjohren News

令和5年度全浄連会員団体事務局長等会議開く

Topics

被災浄化槽の復旧・相談コールセンターを開設

令和6年度浄化槽システムの脱炭素化推進事業公募開始

鹿児島県で令和5年度浄化槽トップセミナー





目

次

●令和 5 年度全浄連会員団体事務局長等会議を開催……………	1
浄化槽ビジョンの検討状況や震災支援活動など報告	
●被災浄化槽の復旧・相談コールセンター開設……………	7
●能登被災地の汚水処理手法選択で国会質問……………	8
●令和 6 年度脱炭素化推進事業を 11 月 29 日まで公募……………	9
●鹿児島市で令和 5 年度浄化槽トップセミナー……………	14
●連携強化や台帳整備、管理者指導徹底について事務連絡（環境省）……………	15
●「特定既存単独処理浄化槽」基準明確化へ勧告（総務省）……………	16
●浄化槽法施行状況点検検討会が初会合開く（環境省）……………	18
●令和 4 年度浄化槽設置基数 752 万基で 1 万基減（環境省）……………	19
●浄化槽海外設置基数は 5330 基増の 5 万 5511 基（JSA）……………	22
●令和 6 年度浄化槽設備士試験のご案内（JECES）……………	23
●「水環境保全助成事業」2024 年度募集要項（全浄連）……………	24
●令和 6 年度浄化槽管理士講習・浄化槽設備士講習 および各種講習会のご案内（JECES）……………	26
●第 52 回理事会決定・2024 年度事業計画（全浄連）……………	29
●全浄連・会務報告／全浄連関係機関・団体との会議等報告……………	30

令和5年度全浄連会員団体事務局長等会議を開催

浄化槽ビジョンの検討状況や震災支援活動など報告

全浄連

(一社)全国浄化槽団体連合会(全浄連)は2月27・28日、東京・市ヶ谷のホテルグランドヒル市ヶ谷で令和5年度会員団体事務局長等会議を開催した。全浄連の各会員団体への情報伝達ならびに意見交換を目的とした会議で、行政動向や予算について最新情報の提供があったほか、全浄連が策定を進める「浄化槽ビジョン」の検討状況、令和6年能登半島地震に係る支援、浄化槽設備士研修会の実施などについても報告があった。

初日の冒頭で上田勝朗会長は、令和6年能登半島地震の支援活動に触れ、(公社)富山県浄化槽協会会長という立場からも復旧に全力を尽くしていることを説明しつつ、「環境省の依頼を受け、2月16日より浄化槽の復旧相談に係るコールセンターを開設した。市町村とすりあわせが必要な部分があるため、現時点では寄せられた相談全てに明確に回答できている状況ではないが、可能な限り対応し、また記録も残しながらこの経験を次につなげてまいりたい。併せて今、全浄連として募金のお願いもさ



上田勝朗会長

せていただいているが、今後もいつどこで災害が起きるか分からない。他人事と考えずにできる限りの支援を改めてお願いしたい」と全浄連としての活動について述べた。

また被災地の汚水処理については、「震災で下水道が被災し、報道によれば新しく作り直さなければならないほど被害が深刻な地域もあると聞く。汚水処理施設の復旧に下水道でなく浄化槽という声も聞いており、1月31日に浄化槽推進議員連盟の先生方に、市町村の意向をよく聞き、必要があれば対応していただきたい

というふうに要望した」「一方で、今回の震災では浄化槽の被害も多く、液状化しやすい地域における浄化槽の施工のあり方というものも提言する必要がある。全浄連は下水道と浄化槽のベストミックスということを言い続けてきた。下水道、浄化槽のどちらかだけということではなく、適材適所で生活排水処理を進めていかなければならない。そしてまた浄化槽の信頼性を向上し、住民の方が浄化槽で良かったと言えるような環境づくりに今後も努めてまいりたい」と考えを述べた。



1日目会議の様子

災害対策の観点から 台帳整備を要請

次いで関係省からの講演があり、環境省浄化槽推進室の沼田正樹室長が「浄化槽行政の最近の動向について」、総務省準公営企業室の村田直也課長補佐が「公営企業としての下水道事業の現状と課題」、国土交通省建設業課の國時正博課長補佐が「建設業に関する最近の話題」について説明した。

このうち沼田室長は、上田会長が触れた能登半島地震について重ねて説明し、「非常災害が発生した場合、都道府県や市町村を含め、各県の指定検査機関、浄化槽団体を中心に、平時より浄化槽をサポートする体制をつくることが何よりも重要。また今回の震災でも浄化槽台帳の重要性を痛感しているところであり、日々の更新の仕方も含めて各県で考えていただけたら」と求めた。

環境省の調査によると能登半島に浄化槽は1万9000基あり、このうち3000基が市町村設置、1万6000基が個人設置型とされている。しかし空家等、使われていない浄化槽も多数含むと予想され、この部分が不正確であれば今後の被害額推計、予算確保に影響し、結果的に復旧作業に遅れを生じさせかねないという。

また浄化槽の課題としては他に単独処理浄化槽の合併転換があり、これについては「合併転換のみ実施することは管理者にとってハードルが高い。介護リフォーム、二世帯化、中古物件への移住など建て替えニーズを捉えて合併転換することが重要」と述べ、浄化槽と健康福祉関連の他分野連携の事例を紹介した。

さらに総務省が2月9日に公表した「浄化槽行政に関する調査結果」で、改正浄化槽法で規定された特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について勧告があったことに触れ、清掃・保守点検や法定検査結果の活用、浄化槽台帳の整備など検討会を設置し、今夏頃までに取りまとめを行う方針を示した。

また村田課長補佐は、地方公営企業法における公営企業という観点から下水道事業（浄化槽を含む）について説明した。独立採算、雨水公費・汚水私費の原則、整備に係る地方財政措置とともに、人口減少や水道需要の減少に



沼田正樹室長



村田直也課長補佐

よる使用料収入の減少、地方において低迷する経費回収率と、施設老朽化の状況、下水道に関わる職員数の減少など、下水道事業が置かれた状況が極めて厳しいことを示した。

こうした状況から総務省では経営改革の取り組みを進めており、村田課長補佐は①公営企業の経営戦略の策定および改定②公営企業会計の適用③広域化・共同化の取り組みについて順に説明していった。

また2050年カーボンニュートラルを受けて公営企業においても脱炭素化を推進する必要があるとし、太陽光発電の導入や車両のEV化、下水道処理施設における再生可能エネルギーの導入、汚泥の利活用等の取り組みに対する支援策を紹介した。

國時課長補佐は、主に建設業における働き方改革、担い手確保に係る国交省の取り組みについて説明した。

平成22年度に一度落ち込んだ建設投資額が反転増加する中、建設業者数は平成11年度から



國時正博課長補佐

約21%減少した47万業者、建設業就業者数は平成9年から約30%減少した479万人まで落ち込んでいることが示された。

一方で建設業の就業状況は、通常は4週8休のところ4週6休程度が最多を占め、週2日の休みが確保されていない、いわゆる「きつい」職場であり、また有資格者の高齢化が進み、担い手の処遇改善と働き方改革、生産性向上を一体的に進める必要があると説明した。

このために国交省が実施しているのが新・担い手三法に基づく取り組みで、品確法、建設業法、入契法の一体的改正となる。國時課長補佐は工期の適正化、週休2日工事の実施などのほか、賃金上昇を実現する環境整備として労務費の適正化、ダンピング対策などを取り上げた。

浄化槽設備士講習等の オンデマンド化方針説明

講演後は(公財)日本環境整備教育センターから「令和6年度以降の講習・試験の電子化」について報告があった。



教育センターの加藤裕之氏

日本環境整備教育センターでは、受講者数の減少に伴い、国土交通省および環境省と協議の上で受講料の一部改訂を実

施したところだが、事業運営の効率化と政府の電子化推進への対応を踏まえ浄化槽設備士講習を令和6年度、浄化槽管理士講習を同7年度からオンデマンド講習に切り替えるとの方針を明らかにした。

講習はビデオ教材にて行い、講習期間後の考査のみ従来どおり紙ベース、対面式で実施するという。

その後、オンデマンド講習の申請から講習、試験までのスケジュールと、講習中は顔認証機能によってなりすましによる不正受講を防ぐ機能が実装されることや、講習システムの使い方(申請方法等)、必要な書類の提出方法などが説明された。

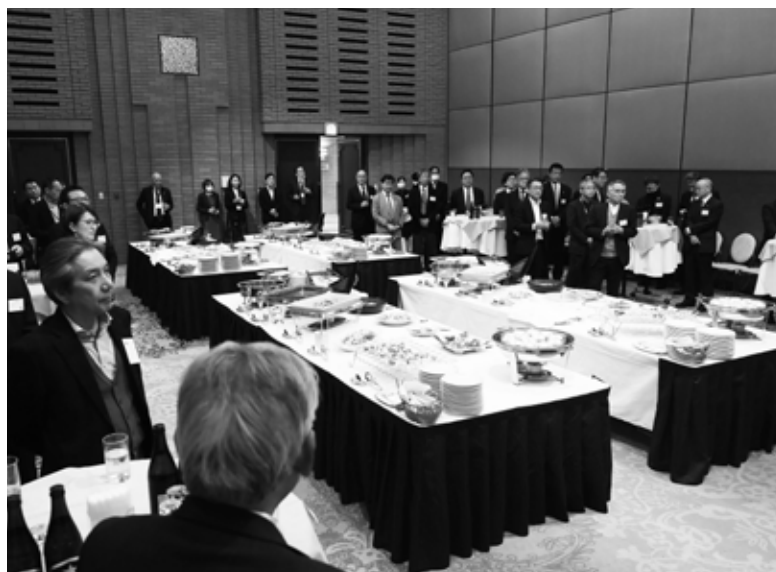
懇親会を盛大に開き 関係省、団体から来賓多数

この後は午後5時から懇親会を開催した。会議に続き多くの会員とともに関係省、関係団体から多数の来賓が出席した。

懇親会の冒頭で上田会長は、「今、全浄連では新たな浄化槽ビジョンの検討会議を開催している。特に策定したビジョンを実行していける若い人たちに参画していただきながら、国土交通省、環境省、農林水産省、総務省の縦割りに関係なく、生活排水を浄化槽で処理していく場合にどのようなことが必要か、あるいはどのようなことができるのか、将来の夢も語っていただきながら、そして否定的な意見は出さないというようなことをお願いしながら月1回程度のペースで続けている。それが、徐々に今できあがっている。今後はこのビジョンを次年度の計画、5年、10年の中長期計画に向けた指針のようなものにしたいと考えており、次の総会には皆様にお示ししたい」「また私どもも災害を経験し、それを踏まえた提案などもしてまいりたい。一般の方に浄化槽にもっと関心を持っていただき、使っている方が我々を信頼していただけるように、浄化槽の新たな役割を発信したい。本日のこの交流の場では、お互いに声を掛け合い



乾杯に当たり祝辞を述べる由田
理事長



事務局長等会議としてはコロナ禍以降、初の立席での開催となった

ながら積極的に情報交換などしていただければ」と挨拶した。

乾杯の発声には（公財）日本環境整備教育センターの由田秀人理事長が立ち、「昭和50年から特定環境保全公共下水道と農業集落排水施設が整備され始めたが、それ以前は都市近郊では全ばっ気浄化槽、田舎は全ばっ気も下水道もなし。そして高度経済成長期の後、田舎から都市部に人が集まり、そこで孫が生まれるわけだが、その孫が田舎のくみ取り式トイレを嫌い、帰ってこないということで社会問題のようになった。ここでなぜ下水道が選ばれたかと言えば、当時は合併処理浄化槽は主流でなく、全ばっ気の浄化槽の水質があまり良くなかったところに原因があると考えている。しかし今となっては当時の下水道事業の計画実現は危うく、また地震などの災害も頻発し始めた。浄化槽の重要性が増しつつあり、これを集合処理から個別処理への転換につなげていかなければならない。私はそのカギはデジタル化にあると考えている。デジタル技術を活用して浄化槽が社会により良い形で評価いただけるよう、皆様の一層のご発展を祈念したい」と述べ杯を掲げた。

この後、参加者は午後6時半まで相互に懇親を深めた。

新たな「浄化槽ビジョン」の 検討状況を報告

会議の2日目は、まず污水处理施設の概成や脱炭素など新たな課題に向けて策定中の「浄化槽ビジョン」の検討状況について報告があった。

浄化槽ビジョンは、中長期的な浄化槽のあり方、今後クリアすべき課題、将来像などを全浄連が独自に取りまとめるもので、平成19年に環境省が策定した「浄化槽ビジョン」とは別のものとなる。

浄化槽の施工から維持管理まで、幅広い会員を擁する全浄連が、目前に迫る污水处理施設の令和8年度概成の期限を見据え、令和5年度から有識者等を集め検討を進めていた。

報告は同ビジョン検討会の委員長を務める常葉大学の小川浩名誉教授から行



小川浩名誉教授

われ、まず既設単独処理浄化槽の合併転換、浄化槽台帳の整備、浄化槽のPR強化、法定検査受検率の向上、集合処理から個別処理への見直し推進といったすでに取り組まれている積み残し課題が5項目。さらに今後は、担い手不足、災害の頻発化・激甚化、脱炭素化など近年の社会的課題を捉え、人材確保や災害対応型浄化槽の導入、新たな付加価値の創出、汚泥濃縮車の導入、既設浄化槽への間欠ばっ気の導入などについても検討する必要があるのではないかと、ビジョンに盛り込むべき骨子を説明した。

浄化槽の適正普及、担い手確保 脱炭素、付加価値創出など

想定する内容としては、既設単独処理浄化槽の合併転換では人口減少や高齢化に伴い、転換を促す施設を明確化する必要性と、公共施設における転換の強化、防災や福祉、Jクレジットなど転換メリットの明確化、具体的な転換基数目標の設定などを挙げた。

浄化槽台帳の整備では、台帳整備の目的を明確化し、長寿命化対策につなげることや、DXによって防災、福祉対策等と組み合わせることならびに法定協議会の設立促進の必要性を挙げた。

法定検査受検率に関しては、受検率向上に寄与する指定採水員制度、一括契約の実施、検査に対する理解の格差をなくすことなどが必要とした。

また新たな課題のうち、災害対応型浄化槽の導入は、災害協定の締結、締結後の連携体制の強化、避難所に設置する浄化槽の人槽算定方法確立、地上設置型移動式浄化槽の開発・導入を列挙。付加価値創出は遠隔監視システムやディスプレイ、槽内状況把握のためのスマートセンサーなどを挙げた。

汚泥濃縮車は清掃作業の効率化・脱炭素化に資するものだが、車両価格が高額なため補助制度が導入できないか検討が必要、間欠ばっ気の導入も維持管理費の低減に資するものだが、浄

化槽の認定に関わるため場合によっては制度改正が必要になると課題を説明した。

ビジョンはまだ取りまとめに向けた段階で、引き続き脱炭素化、浄化槽の多様化等についても検討する。

浄化槽設備士研修会開催や 能登半島地震支援など報告

会議ではこのほか、全浄連が制度化を働きかけている「浄化槽設備士研修会」の先行実施、令和6年能登半島地震に係る全浄連の対応、環境省「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」の令和6年度実施見込み、浄化槽トップセミナーの開催結果についても報告した。

浄化槽設備士研修会は、浄化槽の適正な施工確保、浄化槽設備の資質向上を図るもので、全浄連では実現に向けて関係省等に継続的に要望を行っている。浄化槽設備士資格は更新制度がなく、また資格取得者は全国に9万人いるものの65歳以上

が58%を占めるなど実態が不透明な状況にあることが課題となっている。資格者の技術のアップデートのためにも設備士研修会の制度化を求めており、今回の会議では、国土交通省後援のもと、3月26日にさいたま市の埼



全浄連事務局の渡辺局長



全浄連事務局の平川氏



全浄連事務局の異常務理事

玉会館で先行的に研修会を行うと明かした。

参加費は1万円(テキスト代込み)で、定員は対面50名、リモート参加50名

の計100名とした。

令和6年能登半島地震に係る対応は、発災直後から行ってきた環境省との支援に関する打ち合わせの概要と、被災地の会員らの協力を受け実施した現地調査、環境省の要請を受け設置したコールセンターの業務について報告した。

能登半島の過酷な被災状況とともに、改めて浮き彫りになった浄化槽台帳整備の必要性、またこれまで災害に強いと言われてた浄化槽も浮上被害を受け、地理的条件、あるいは施工条件によっては必ずしも強いとは評価できない実態があることを説明した。

浄化槽脱炭素化推進事業は 令和6年度も18億円確保

浄化槽トップセミナーは、令和5年度は10月26日に栃木県のライトキューブ宇都宮で「浄化槽トップセミナー栃木」、1月19日に鹿児島市のホテル自治会館で「浄化槽トップセミナー鹿児島」の2カ所で開催したことを報告した。

令和6年度も開催に向け動く方針で、事業の受託へ関係者と協議を行っていく。

また浄化槽システムの脱炭素化推進事業は、令和6年度も18億円の予算で実施することとなっており、対象事業は令和5年度と同じく①設備等の省エネ改修②槽本体の交換③同時に実施する再生可能エネルギー設備の導入——について1/2補助を行うと説明した。

執行団体の選定後、令和6年度事業の実施準備に入るとしたが、温室効果ガス排出削減量に対する事業費(費用対効果)は引き下げ(要件強化)の可能性があると付け加えた。

説明後は参加者から質疑を受け付け、2日間の日程を終えた。



2日目会議の様子

被災浄化槽の復旧・相談コールセンター開設

令和6年能登半島地震で2月16日から

全浄連

(一社)全国浄化槽団体連合会は、令和6年能登半島地震の被災地支援の一環として、環境省の要請を受けて2月16日から被災浄化槽の復旧に係るコールセンターを開設した。

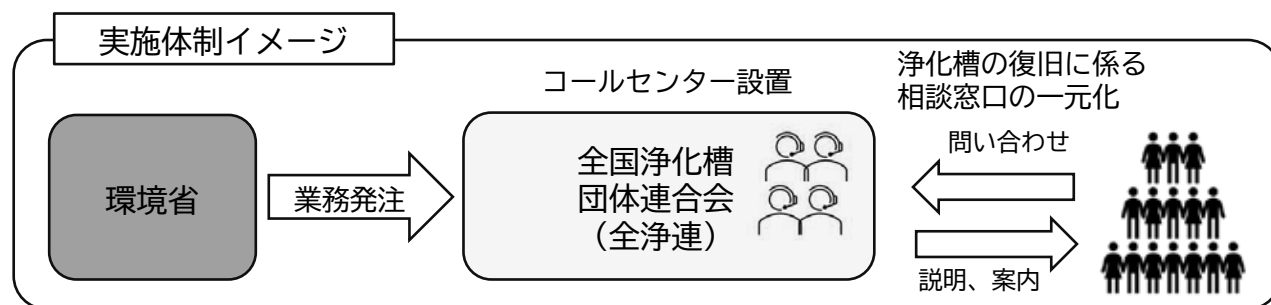
コールセンターでは、石川県内において浄化槽が被災した住民の方からの相談窓口を一元化するとともに、被害状況調査から復旧工事の実施に関する支援を一体的に進め、浄化槽の早期復旧を図ることを目的としている。

具体的には住民の方から調査の希望を受け付け、調査に関する相談や調査業者の手配実施と、浄化槽の使用可否、今後の調査・復旧工事に関する問い合わせ・相談について説明を行う。工事自体は住民から業者に依頼することを想定している。

開設当初は問い合わせが殺到し、浄化槽、トイレが使用可能かどうかの相談が最も多く寄せられていた。



地震により浮き上がった浄化槽
(画像は七尾市内の例)



令和6年春の叙勲 野出英夫氏に旭日単光章

令和6年春の叙勲および褒章がこのほど発令し、(一社)大阪府環境水質指導協会副会長の野出英夫氏(大阪府柏原市、70歳)に旭日単光章が贈られた。

旭日章は「社会の様々な分野における功績の内容に着目し、顕著な功績を挙げた者」に授与される。

能登被災地の汚水処理手法選択で岸田総理答弁

秋野公造懇話会会長が予算委で質問

参議院

参議院予算委員会で3月15日、公明党浄化槽整備推進議員懇話会会長を務める秋野公造参議院議員は令和6年能登半島地震における汚水処理施設の復旧方法について質問した。答弁には岸田文雄総理が立ち、国土交通省に設置した上下水道地震対策検討委員会で下水道から浄化槽への転換も含めた持続可能な上下水道事業のあり方について検討する旨の説明があった。

この質問は災害によって被災した汚水処理施設を復旧する際、下水道から浄化槽というように、他の手法へ切り替えることができない制度上の問題を受けたもの。災害復旧事業では必ずしも原形復旧する必要はないとされているが、対象は公共土木施設に限られ、基本的には道路や橋梁の効率的な付け替えなどが想定されている。また非常時において早期にインフラを復旧する必要がある中、改めて計画策定、合意形成などを図るのは現実的に困難という問題もある。

しかし日本は人口減少社会に突入し、集合処理事業の着手時と財政状況等が大きく変わってしまった地域が全国に多く存在する。安易に原形復旧を図ってしまえば、公費によって赤字事業を復旧させ、公費によって赤字を補填するような構図を生み出しかねない。

秋野議員は参議院予算委員会において「一般論として人口密度が低い地域では浄化槽の方が経済的と言われている。能登半島地震では下水道、浄化槽ともに被害を受け、これから復旧していくことになるが、それは早期に浄水（汚水処理）機能を復旧させることと、将来に向けた本復旧という両方の問題があると考えている。本復旧に当たっては事務的に下水道地域だから下水道事業とならないように、復旧後

の地域の状況を見据えた適切な汚水処理手法が選択されるよう、国がしっかり主導すべきではないか」と質問した。

これに対して岸田総理は「上下水道施設の被害は甚大であり、特に管路調査に時間を要している。緊急復旧によって奥能登



公明党・秋野公造参議院議員

地域においても年度末までに給水・排水機能が確保できる見通しだが、本復旧には持続可能で災害に強いまちづくりの視点を持って、集落排水事業を含めて上下水道一体で取り組んでいくことが必要と考えている。4月より上水道事業を国土交通省に移管し、上下水道行政を一元化したところであり、国交省に“上下水道地震対策検討委員会”を設け、こうした論点について議論を開始した。能登地方の特性、地域の意向を踏まえつつ、先ほどの検討会で考えを取りまとめ、下水道から浄化槽への転換も含めた復旧のあり方について地域と一体となって議論してまいりたい」と考えを述べた。

秋野議員は過去の東日本大震災時にも同様の質問を行っており、その際、「公共土木施設以外の施設を代替施設として整備することができるとの規定を追加すべきではないか」と求めていた。

令和6年度脱炭素化推進事業を11月29日まで公募

老朽浄化槽の機器改修や本体交換、再エネ設備導入に1/2補助

全浄連

(一社)全国浄化槽団体連合会(全浄連)は11月29日まで、環境省「令和6年度浄化槽システムの脱炭素化推進事業」の対象事業の公募を開始した。同事業は30人槽以上の中・大型浄化槽の機器交換、あるいは本体交換に1/2補助を行うもので、エネルギー効率に優れた高効率機器の導入や、老朽化した浄化槽を最新の省エネ型浄化槽へ交換することによって、浄化槽分野における温室効果ガス排出削減を図ることが目的。再生可能エネルギー設備の導入も補助対象で、極めて投資効果の高い補助事業となっている。

補助対象となる事業は具体的に、30人槽以上の既設合併処理浄化槽について、①高効率ブロワおよびブロワの稼働時間を削減可能なタイマーやインバーター装置の導入によって二酸化炭素排出量を20%以上削減する事業(=機器改修事業)②槽本体を先進的な省エネ型浄化槽へ交換することによって二酸化炭素排出量を46%以上削減できる事業(=本体交換事業)③機器改修事業または本体交換事業と同時に再生可能エネルギー設備(太陽光発電や蓄電池等)を導入する浄化槽システムの脱炭素化に資する事業——となる。

補助対象者は地方公共団体、民間企業、学校法人や医療法人、団体などと幅広い。

また再生可能エネルギー設備の導入は令和4年度から対象に加わった新たな事業だが、再生可能エネルギー設備の導入によって削減した二酸化炭素排出量も省エネ改修事業の20%要件、本体交換事業の46%要件から差し引くことが可能なほか、例えば建物の使用電力をまかなう太陽光発電システムのうち、浄化槽での使用相当分の費用を按分して補助を受けること

も可能となっている。

ただし補助対象となる事業費は一定の基準が設けられており、機器改修事業の場合で二酸化炭素排出削減量1tあたり事業費7万円(令和5年度8万円)、本体交換事業の場合で同事業費10万円となっている。二酸化炭素排出削減に寄与しない付帯工事の経費がかさむ場合など、事業費に対して二酸化炭素排出削減量が少ない場合は、総事業費に対する1/2補助でなく、基準額に対する1/2補助が適用される。

太陽光発電システムは、あくまで浄化槽の脱炭素化に資することが目的で、売電を行う場合や、浄化槽の消費電力を超過した発電設備は対象外。

令和5年度は同事業によって年間2296.1t(CO₂換算)の温室効果ガス排出量削減に貢献した。実施事業数は、機器改修事業で222件(補助額3億2294万円)、本体交換事業で36件(同4億4664万円)、再エネ設備導入事業で3件だった。

また浄化槽所有者において二酸化炭素排出削減量や基準額、対象設備の判断が難しい場合は全浄連、または各都道府県ごとの受付団体が相談を受け付ける。詳しくは全浄連ホームページ(<https://www.zenjohren.or.jp>)に掲載する公募要領記載の連絡先まで。

令和6年度



二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金

(浄化槽システムの脱炭素化推進事業)

CO₂

eco

事業実施に
必要な経費

1
2

を補助

節電対策

補助金を利用した浄化槽
機器の節電対策で、電気料
金を節約しましょう！

脱炭素化

地球温暖化対策のために
浄化槽の機器を見直して
二酸化炭素排出量の削減
に取組みましょう！



公募期間：令和6年4月23日～11月29日

執行団体 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

次の各事業が補助対象となります。

但し(3)の事業は、(1)又は(2)の事業と併せて実施する場合にのみ対象となります。

(1) 最新型の高効率機器への改修事業

- ・30人槽以上の既設合併処理浄化槽に付帯するブロワやポンプ等の電動機器を、最新型の高効率機器に入れ替えるほか、運転時間を効率的に削減するなどして、年間消費電力量(CO₂排出量)を**20%以上**削減する改修事業



(2) 先進的省エネ型浄化槽への交換事業



- ・30人槽以上の既設合併処理浄化槽から最新の省エネ型浄化槽へ交換することによって、年間消費電力量(CO₂排出量)を**46%以上**削減する交換事業
- ・処理対象人員を減らして浄化槽を小型化することによって消費電力を削減することも対象になるので、学校など児童・生徒数が減少している施設などは特に有効



(3) 再生可能エネルギー設備の導入事業

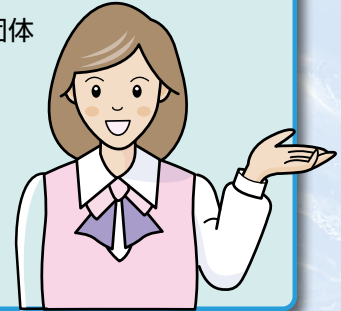
- ・上記(1)又は(2)の事業と併せて実施する再生可能エネルギー(太陽光発電など)の導入事業
- ・再生可能エネルギー設備は(1)又は(2)の事業により改修又は交換した浄化槽で必要とされる電力量を賄うもので、平時及び災害時にその浄化槽で自家消費することが可能なものであること。
- ・その他導入のための要件が定められていますので、詳細は(一社)全国浄化槽団体連合会にお問い合わせ下さい。



申請者の要件

※下記に該当し、全ての必要書類を提出できる浄化槽所有者が対象となります。

- ・民間企業（個人事業主を含む）
- ・独立行政法人（国立大学法人、公立大学法人を含む）
- ・一般社団法人、一般財団法人（公益法人を含む）
- ・都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- ・地方自治法第260条の2第1項に基づき認可を受けた地縁による団体
- ・集合住宅・住宅団地等の自治会・管理組合など（任意団体を含む）
- ・学校法人、医療法人、社会福祉法人など
- ・法律により直接設立された法人
- ・過去に交付規程に違反したことがない者
- ・その他環境大臣の承認を経て全浄連が認める者



補助事業を検討するにあたっての注意点

- ・この補助事業は、申請者（補助事業者）が今後も浄化槽を使用していく上で発生する消費電力を削減することによって、二酸化炭素の排出量を抑制することを目的としています。
補助金を利用して更新した機器等には、一定期間勝手に処分できないなどの制限があるので、数年以内に浄化槽（建物を含む）の譲渡や売却あるいは取壊しなどが予想される場合には、特に慎重に検討してください。
- ・本補助金は単年度予算で実施されるものであり、複数年度にわたる事業計画については対象外となります。
- ・補助金の交付決定を受ける前に行われた物品の購入や契約を交わした経費等については補助金の交付対象とはなりません。
- ・(1) 事業と(2) 事業の併願はできません。但し(3) 事業については(1) 事業あるいは(2) 事業と併願での申請となります。
- ・平成29年度から令和5年度に実施された二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金によって既に機器類の更新を行った浄化槽については、本補助金を利用して浄化槽本体の入替え更新を行うことはできません。

補助事業者の責務

補助金の交付決定を受けた申請者は「補助事業者」として、補助金の対象事業として認められた「補助事業」を円滑に実施する責務を負う。（交付規程第8条の9）

補助事業の実施に当たっては、各種法令、規則を遵守し、適正に事業を実施することが求められるほか、下記のような責務が発生します。

- ・補助事業完了日の属する年度の終了後3年間、事業報告書を提出しなければならない。（年1回計3回、交付規程第16条）
- ・補助事業により取得した財産について取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に浄化槽システムの脱炭素化推進事業で取得したものである旨を明示すること。（交付規程第8条の13、様式第10）
- ・単価50万円以上の取得財産には、15年間の処分制限が発生する。（交付規程 第8条の14）
- ・補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO₂排出削減技術評価・検証事業」において、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者）から調査の要請があった場合は、当該調査に協力し、必要な情報を提供すること。（交付規程第8条の17）

補助事業の申請について



1. 必要書類

(一社)全国浄化槽団体連合会のホームページより、申請書類の様式をダウンロードしてご使用ください。

(1)事業、(2)事業、(3)事業それぞれの事業で、必要な書類が一部異なるので注意のこと

2. 募集期間

令和6年4月23日～令和6年11月29日必着

(各都道府県受付団体にて受理されること)

3. 申請方法

各都道府県の受付団体にファイル綴じにした正本・副本各1部を提出

さらに上記ファイルとは別にデータをメールにて提出

(各都道府県の受付団体は(一社)全国浄化槽団体連合会のホームページで確認のこと)

4. 申請時の注意事項

1)申請は対象となる浄化槽1基ごとに行う必要があります。同じ申請者が複数の施設を申請する場合も同様です。

2)過去に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を利用して機器の更新を行い、本年度に同一浄化槽の別の機器について申請しようとする場合には、あらかじめ申請書にその旨を記載する必要があります。

3)法人・団体による申請については代表者名で行う必要があります。代表者によらずに申請を行う場合は、その者に決裁権があることを示す書類(社内規則等)を添付するか、代表者による委任状を添付してください。

執行団体：一般社団法人全国浄化槽団体連合会

<https://www.zenjohren.or.jp>

TEL : 03 - 3267 - 9757

FAX : 03 - 3267 - 9789

MAIL : inquirydcb@zenjohren.or.jp



2024年4月

鹿児島市で令和5年度浄化槽トップセミナー

県知事のほか行政・議会から多数参加

環境省

環境省は1月19日、鹿児島市のホテル自治会館で令和5年度浄化槽トップセミナー鹿児島を開催した。地方公共団体の政策決定に携わるトップを対象に、浄化槽の一層の整備・活用を働きかけるセミナーで、会場には塩田康一鹿児島県知事をはじめ、地元行政・議会などから多数の出席があった。

冒頭で環境省の飯田博文大臣官房審議官は、主催者を代表して「浄化槽は効率的な処理が可能で、人口減少が本格化する中でも浄化槽処理人口はいまだ増加を続けている。さらに污水处理構想の見直しが進むことで、今後もさらなる普及が見込まれる。単独処理浄化槽の合併転換、適切な維持管理の確保など課題も残されているが、浄化槽の特徴について理解を深めていただき、さらなる普及についてご検討いただければ」と挨拶した。

また来賓挨拶で塩田知事は、「浄化槽は公共下水道と同等の処理性能を有し、地域の実情に応じて短期間で設置することができる。本県としては自然と共生する地域社会、安心・安全な生活環境の実現を目指し、引き続き合併処理浄化槽の普及を推進してまいりたい。皆様のご協力をいただければ」と期待を述べた。

この後は環境省浄化槽推進室の沼田正樹室長が「これからの浄化槽」、鳥取県水環境保全課の谷口正一課長が「鳥取県浄化槽整備および適正管理推進協議会の取り組み」、常葉大学の小川浩名誉教授が「地域に適した浄化槽システムと概成後の課題」、東洋大学都市環境デザイン学科の山崎宏史教授が「浄化槽の特長を生かした避難所トイ

レシシステムの提案」について行った。

このうち沼田室長は、浄化槽の特徴と污水处理構想の見直しで集合処理から個別処理に切り替えた事例、最新の予算制度等について説明した。単独処理浄化槽の合併転換、適正な維持管理の確保、浄化槽台帳システムの整備の必要性などの課題にも触れつつ、令和8年度の污水处理施設の概成に向けた交付率1/2の加速化事業、少人数高齢世帯への維持管理負担軽減事業などの支援策を紹介した。

また谷口課長は、鳥取県が設置した改正浄化槽法に基づく法定協議会の取り組みについて説明した。協議会では令和2年度時点の法定検査受検率55%（11条）を、令和13年度までに82%まで引き上げる具体的な目標を持っており、この達成に向けて浄化槽台帳の整備、保守点検・清掃・法定検査実施率向上プロジェクト、特定既存単独処理浄化槽の判定に係る部会を設置している。台帳整備では事業者からの実績報告の様式統一化と電子化、維持管理の適正化については行政指導の強化というようにさまざまな検討が進んでおり、これらの実施状況を挙げていった。



トップセミナーの様子

連携強化や台帳整備、管理者指導徹底を要請

浄化槽維持管理適正化へ事務連絡

環境省

環境省浄化槽推進室は4月10日、全国都道府県及び保健所設置市の浄化槽行政主管部局宛に「浄化槽法に基づく維持管理の徹底及び自治体の取組事例集の周知について」との事務連絡を行った。適正な浄化槽の維持管理を確保するため、関係者との連携と浄化槽台帳の整備、浄化槽管理者への指導の一層の徹底を求めている。

浄化槽は、浄化槽管理者（使用者）に対して保守点検、清掃、法定検査の実施が義務付けられているが、年1回の法定検査（11条）受検率が全国平均48.2%にとどまるなど適正化が課題となっている。

また令和5年度より法定検査に加え、浄化槽の保守点検、清掃実施率についても調査したところ、保守点検は70.2%、清掃は63.6%と、最も基本的な維持管理についても必ずしも実施されていないことが分かった。さらに約200の自治体では、清掃実施基数を「不明」と回答し、浄化槽の実態が把握できていなかった。

環境省では昨年5月25日に「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について」とする通知を環境再生・資源循環局長名で発出しているが、こうした状況を踏まえ、改めて「各都道府県知事等におかれては、協議会等を活用して関係者と十分連携・協力しながら、維持管理の実施状況等に関する正確な情報を収集した上で、浄化槽台帳を適切に整備し、当該浄化槽台帳の情報に基づき、浄化槽法に定める維持管理の義務が果たされていない浄化槽管理者に対する指導をより一層徹底するよう、改めて周知する」と事務連絡で求めた。

また同時に、このほど公表した「改正浄化槽法に基づく制度の活用事例集」における先進事

例を積極的に活用するよう求めた。同報告書では、特定既存単独処理浄化槽に対する措置、浄化槽台帳整備、協議会整備の事例についてまとめている。

令和4年度における都道府県別清掃・保守点検状況

都道府県	清掃 実施率	保守点検 実施率	都道府県	清掃 実施率	保守点検 実施率
北海道	74%	84.0%	滋賀県	53%	45.1%
青森県	59%	82.2%	京都府	41%	42.9%
岩手県	81%	91.4%	大阪府	75%	62.2%
宮城県	69%	70.3%	兵庫県	55%	61.3%
秋田県	68%	88.0%	奈良県	87%	79.4%
山形県	76%	84.9%	和歌山県	70%	42.7%
福島県	68%	73.2%	鳥取県	51%	85.6%
茨城県	55%	51.3%	島根県	85%	96.2%
栃木県	29%	41.3%	岡山県	84%	91.7%
群馬県	30%	79.3%	広島県	69%	73.8%
埼玉県	55%	53.6%	山口県	63%	63.2%
千葉県	48%	57.7%	徳島県	61%	88.8%
東京都	23%	25.1%	香川県	32%	91.7%
神奈川県	58%	38.0%	愛媛県		
新潟県	71%	70.0%	高知県	67%	72.4%
富山県	55%	91.0%	福岡県	76%	74.4%
石川県	53%	28.1%	佐賀県	76%	86.7%
福井県	36%	34.4%	長崎県	78%	87.8%
山梨県	26%	36.1%	熊本県	85%	89.4%
長野県	28%	81.0%	大分県	80%	80.0%
岐阜県	95%	94.1%	宮崎県	81%	91.5%
静岡県	76%	87.7%	鹿児島県	89%	99.5%
愛知県	63%	64.9%	沖縄県	26%	17.6%
三重県	82%	67.8%	全国合計	63.6%	70.2%

※環境省資料を抜粋して掲載。無回答、不明は除外して集計。

「特定既存単独処理浄化槽」基準明確化へ勧告

維持管理情報収集や台帳活用にも言及

総務省

総務省行政評価局は2月9日、浄化槽の適正普及に関して環境省に勧告を行った。内容は改正浄化槽法で定める「特定既存単独処理浄化槽」の判定に係る実効性確保が中心で、漏水、破損、変形等について定量的な判断基準を設けることが必要とした。また維持管理情報の収集、浄化槽台帳の活用についても言及した。

特定既存単独処理浄化槽とは、令和元年度の浄化槽法改正で定義された「生活環境の保全等に重大な支障が生じる恐れのある単独処理浄化槽」のことで、具体的には槽本体の破損や漏水を起こした単独処理浄化槽が該当する。都道府県知事等は、当該浄化槽の管理者に対して除却（廃止）等の指導、勧告、命令を行うことが可能となり、強制力を持った形で合併転換を働きかけることができる。

しかし総務省の調査では、法定検査によって破損、または変形、漏水により不適正と判定された単独槽の数は令和3年時点で7154基であったのに対し、特定既存単独槽として判定されたのはわずか270基だった。さらに独自の判定フローを整備した鹿児島県が246基と大部分を占め、他は鹿児島市が20基、山梨県が3基、長野県が1基と、活用は極一部にとどまっていた。

この一因として、数年で異動してしまう職員では、既存の判定基準だけをもって強い公権力を行使するにはノウハウが不足しているということが考えられており、総務省は、判定が進む鹿児島県では定量的な基準を設けていることに触れつつ、「単独処理浄化槽が漏水している状態にあることをもって特定既存単独槽として判定すること。水位低下について定量的な基準を設けること」「破損、変形していることと、周辺環境への影響に関する項目を併用して特定既存単独槽とし

て判定すること。著しい破損や変形、放流水の水質について定量的な基準を設けること」「法定検査結果に特定既存単独槽に該当する恐れの有無を明記し、結果活用のための措置を講ずること」と基準の明確化が必要との考えを示した。

また特定既存単独槽の判定には法定検査の結果が最も重要とされているが、そもそも単独処理浄化槽の法定検査受検率は27.8%（全国平均）と低く、台帳に記載されていない単独処理浄化槽も多く存在すると考えられている。

そのため総務省は、この点についても保守点検・清掃業者からの報告徴収制度を活用して、特定既存単独処理浄化槽の判定を促進することが必要との考えを示した。

具体的に「保守点検・清掃業者からの情報提供に関する理解や協力を得るため、関係団体に対して協力要請を行うとともに、情報提供を行う保守点検・清掃業者の懸念が払拭されるよう、都道府県等における当該情報の利用目的や管理のあり方等を示す」「改正浄化槽法で規定する法定協議会等を活用する」などの措置を講ずるよう求めた。

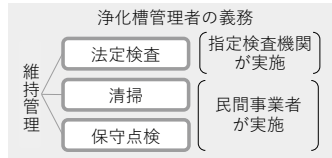
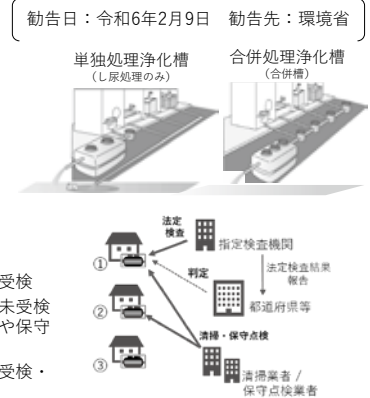
また情報収集に当たっては浄化槽台帳システムの活用が必要になるが、これについては「保守点検・清掃業者から協力を得て浄化槽台帳を整備し、保守点検・清掃の実施率向上にも寄与するような活用方法を示すとともに、情報収集のデジタル化に向けた対応策の検討を進める必要がある」とした。

総務省は報告書の終わりで「改善策が講じられることで、令和3年度時点で約7000件が特定既存単独槽に判定されることが見込まれる。今後は浄化槽管理者の理解を得て、どのように円滑に転換していくか検討することが望まれる」とまとめた。

浄化槽行政に関する調査結果（概要）

① 調査の背景

- 浄化槽の約半数は生活雑排水を公共用水域に直接放流する単独処理浄化槽（単独槽）で水質汚濁・悪臭の原因。平成13年以降は新設が禁止されており、既存の単独槽は老朽化の懸念
<全体753万基のうち単独槽357万基（令和3年度末）>
- 令和元年の浄化槽法の改正により、生活環境の保全や公衆衛生上、重大な支障が生じるおそれのある単独槽を「特定既存単独槽」として都道府県等が判定し、浄化槽管理者に除却等の助言・指導等を行う制度が導入
- しかしながら、特定既存単独槽の判定が進んでおらず、上記制度が十分に活用されていない状況
<判定実績 3県・1市のみ 計270件（令和3年度）>



調査結果

- ✓ 漏水状態が続く単独槽であっても、現在の判定の考え方（環境省指針）では特定既存単独槽とは判定されない場合あり（右上図①の単独槽）
- ✓ 都道府県等に判定のノウハウがなく、また、法定検査の結果も活用されていないために判定が進まない場合あり（同①）
- ✓ 清掃や保守点検の情報を収集している都道府県等が少なく、特定既存単独槽と判定され得る単独槽が十分に把握されていない（同②）
- ✓ 都道府県等が作成する浄化槽台帳について、事業者から情報が収集できていない・紙媒体での収集となっているため、台帳の整備が進まず、十分に活用されていない（浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の特定や、その管理者への指導が徹底されていない）（同②、③）

勧告

判定の考え方の見直し・定量的基準の設定

判定に、法定検査結果を活用するための措置

清掃業者や保守点検業者からの情報収集の仕組みを有効に機能させるための措置

維持管理の向上に向けた浄化槽台帳の整備・活用方法の提示、デジタル化の検討

期待される効果

特定既存単独槽の除却等の促進（合併槽への転換）

法定検査、清掃、保守点検の実施率向上

生活環境の保全 公衆衛生の確保

調査結果① 法定検査受検単独槽に対する取組状況

背景・制度等

- 特定既存単独槽の判定は、環境省指針を踏まえ、
 - ・「重要項目」若しくは「その他の項目」に該当した
 - ・「周辺環境への影響」に該当するか否かを都道府県等が判定
- 都道府県等は、浄化槽管理者が特定既存単独槽の除却の助言・指導に応じなかった場合、最終的には命令といった強い公権力の行使が可能

<環境省指針> ー 特定既存単独槽の判定の主な考え方ー

項目	判定の参考となる事項
重要項目	✓ 浄化槽本体に著しい破損・劣化箇所 ✓ 漏水（浄化槽内の水位が所定位置より大幅に低下）
その他の項目	✓ 消毒設備の破損・脱落・欠落 ✓ 流入管渠、放流管渠の勾配不良・閉塞等による滞留や逆流
周辺環境への影響	✓ 著しい悪臭・害虫・騒音の発生 ✓ 放流水の透視度が4度（4cm）未満 ✓ 条例による生活排水の排出に対する規制の有無 ✓ 浄化槽周辺の井戸の有無

調査結果

自治体が特定既存単独槽に判定していない主な理由として

- ①「周辺環境への影響」が生じていない
 - ✓ しかしながら、この中には漏水状態が続いているものがあり、この状態自体が地下水等に悪影響のおそれ
 - ✓ 浄化槽本体が破損しているものは、独自に放流水の水質を測定し、周辺環境への影響を確認している自治体あり
 - ✓ 指針の抽象的な判定基準の定量化を望む意見
- ②判定基準やマニュアルを作成していない
 - ✓ 判定基準やマニュアルを作成している自治体でも判定実績なし
 - ✓ 自治体が環境省指針と同じ判定の考え方をうけて判定基準やマニュアルを作成した場合、判定が進まないおそれ
- ③都道府県等に判定のノウハウがない
 - ✓ 指定検査機関の法定検査の結果報告書において、特定既存単独槽に該当するおそれの有無の明記を望む意見

勧告内容

環境省指針の判定の考え方を見直すこと

- ・漏水状態にある単独槽は、漏水状態にあることをもって特定既存単独槽に判定
〔また、都道府県等が「浄化槽内の水位の低下」を測定できる定量的な基準を設定〕
- ・著しい破損・変形状態にある単独槽は、周辺環境への影響を確認して特定既存単独槽に的確に判定
〔また、都道府県等が「著しい破損・変形の状態」や「放流水の水質」を測定できる定量的な基準を設定〕

法定検査の結果報告書に、特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記すること

浄化槽法施行状況点検検討会が初会合開く

総務省勧告を受け特定既存単独槽指針明確化へ

環境省

環境省は浄化槽法施行状況点検検討会を設置し、2月15日に東京・千代田区のエム・アール・アイリサーチアソシエイツ(株)で初会合を開いた。同9日付の総務省勧告「浄化槽行政に関する調査」を受け、特定既存単独処理浄化槽に対する措置の指針、浄化槽台帳の整備と関係者からの情報収集、その他必要な事項について検討し、9月頃に取りまとめる方針。検討委員は(一社)全国浄化槽団体連合会の上田勝朗会長ら14名が務める。

総務省の勧告は、生活排水処理対策における単独処理浄化槽の問題を取り上げたもの。令和元年度の改正浄化槽法において、生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのある単独処理浄化槽を「特定既存単独処理浄化槽」と定義し、都道府県知事等にその除却(廃止)等の助言・指導・命令が可能な規定が設けられたが、報告書ではその制度活用が進んでおらず、結果として合併転換も進んでいないことが指摘された。

その原因として、特定既存単独処理浄化槽の判定指針に定量的な基準が設けられていないことや、清掃や保守点検の情報収集を行っている都道府県等が少なく、同浄化槽に該当し得る単独槽の洗い出しが進んでいないことを挙げ、こうした課題への対応策とともに浄化槽台帳のデジタル化についても検討するよう環境省に要請した。

会合では、改めて総務省の勧告内容について説明しつつ、議論の進め方、特定既存単独処理浄化槽に対する措置の状況、浄化槽台帳の整備と関係者からの情報収集等の状況、課題の整理・対応策の方向性について確認が行われた。

このうち特定既存単独処理浄化槽に対する措置の状況については、令和4年度までに全国で

1491基が同浄化槽として指定されるも、うち鹿児島県が881基、福岡県が486基などと、一部の県でしか活用されていないことが示された。また判定に当たっての基準も都道府県ごとに異なる状況があり、対応の方向性では「単独槽が漏水状態にあることをもって特定既存単独槽と判定すべきか」「11条検査結果報告に特定既存単独槽の判定を明示する運用が一部行われており、全国一律に同様の運用を求めるべきか」との案を示した。

関係者からの情報収集については、情報収集に欠かせない浄化槽台帳の整備状況を示し、47都道府県中46都道府県が台帳整備済みで、そのシステム化も42都道府県が実施済みとの結果を示した。ただし実態把握が可能な浄化槽台帳システムでなければ意味はなく、対応の方向性は「情報収集が有効に行われていない要因、課題は何か」「その対応についてどのような方向性で検討すべきか」とした。

検討会では今後、自治体、関係者ヒアリングを行い、その後論点を明らかにして取りまとめを行う方針。

また総務省においても令和7年度以降に勧告結果についてフォローアップ調査を行うという。

令和4年度浄化槽設置基数752万基で1万基減

11条検査受検率48.2%で向上が課題

環境省

環境省は3月22日、令和4年度における浄化槽設置基数は751万6864基（対前年度比1万751基減）と発表した。内訳は単独処理浄化槽が349万3652基（同7万6210基減）、合併処理浄化槽が402万3212基（同6万5459基増）。また浄化槽法に基づく法定検査の受検率は、使用開始後3～5カ月以内に行う7条検査が94.7%（同0.2ポイント減）と減少するも過去16年間90%以上をおおむね維持（平成24年のみ89.7%）、年1回行う11条検査は48.2%（同1.1ポイント増）で、合併処理浄化槽のみに限ると65.6%（同0.7ポイント増）だった。

浄化槽設置基数は、平成12年に生活排水が処理できない単独処理浄化槽（単独槽）の新設が禁止されてから、合併処理浄化槽（合併槽）の設置基数のみ伸びている。そのため設置基数に占める合併槽の割合は徐々に増加し、令和元年度は初めて合併槽の設置基数が単独槽を上回った。令和4年度時点において、設置基数に占める合併槽の割合は53.5%となった。

また単独と合併を合わせた浄化槽の設置基数については微減傾向にあるが、今後も単独の減少分を合併の増加分が補い、急激に減少することはないと予想されている。人口減少の影響についても、人口減が直ちに世帯数減に直結するとは考えられていない。

また設置基数を都道府県別に見た場合、設置基数が最も多いのは千葉県で54万7855基（合併のみ26万7887基）で、次いで愛知県が54万4018基（同23万973基）、埼玉県が47万3506基（同24万7375基）、静岡県が45万9940基（同20万267基）、鹿児島県が31万9161基（同21万7281基）などとなっている。

また設置基数に占める合併槽の割合は、岩手県が最も高く93.9%（設置基数5万5142基）で、次いで長野県が85.6%（同7万3685基）、長崎県が83.1%（同6万5854基）と80%を上回っている。

新設基数は千葉県が7260基、愛知県が6973基、静岡県が6406基、埼玉県が6319基、鹿児島県が5538基、群馬県が4446基、茨城県が4215基と多い。

また浄化槽の適正な施工および維持管理を担保する法定検査受検率は、7条検査は90%以上を確保した都道府県がほとんどで、神奈川県は67.9%、鳥取県が78.4%、千葉県が79%などと一部低い府県が見られた。

一方、11条検査は非常に地域差が大きく、90%以上が3県、反対に20%未満と著しく低い地域も5県存在する。これらを平均化したのが全国平均48.2%であり、向上させるには全国一律の対応というよりは、浄化槽台帳の整備等を通じた低い都道府県に対する重点的な対策が求められている。

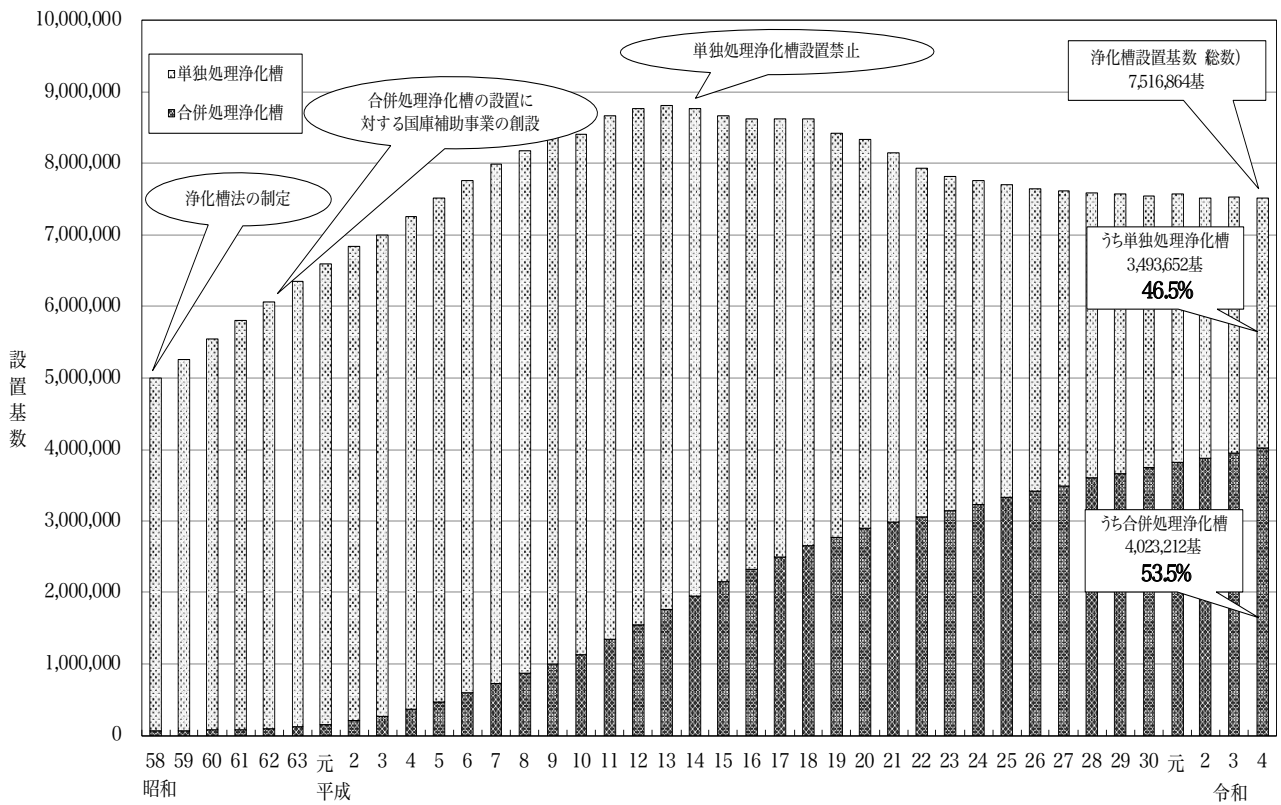
都道府県別の受検率ランキングは、岐阜県が96.4%（合併のみ98.9%）、岡山県が93.5%（同96.4%）、岩手県が92.2%（同92.7%）%でトップ3。反対に低いのは、沖縄県が9.3%（同20.4%）、千葉県が14.2%（同26.2%）、大阪府が14.5%（同26.1%）だった。

令和4年度における都道府県別浄化槽の設置状況等

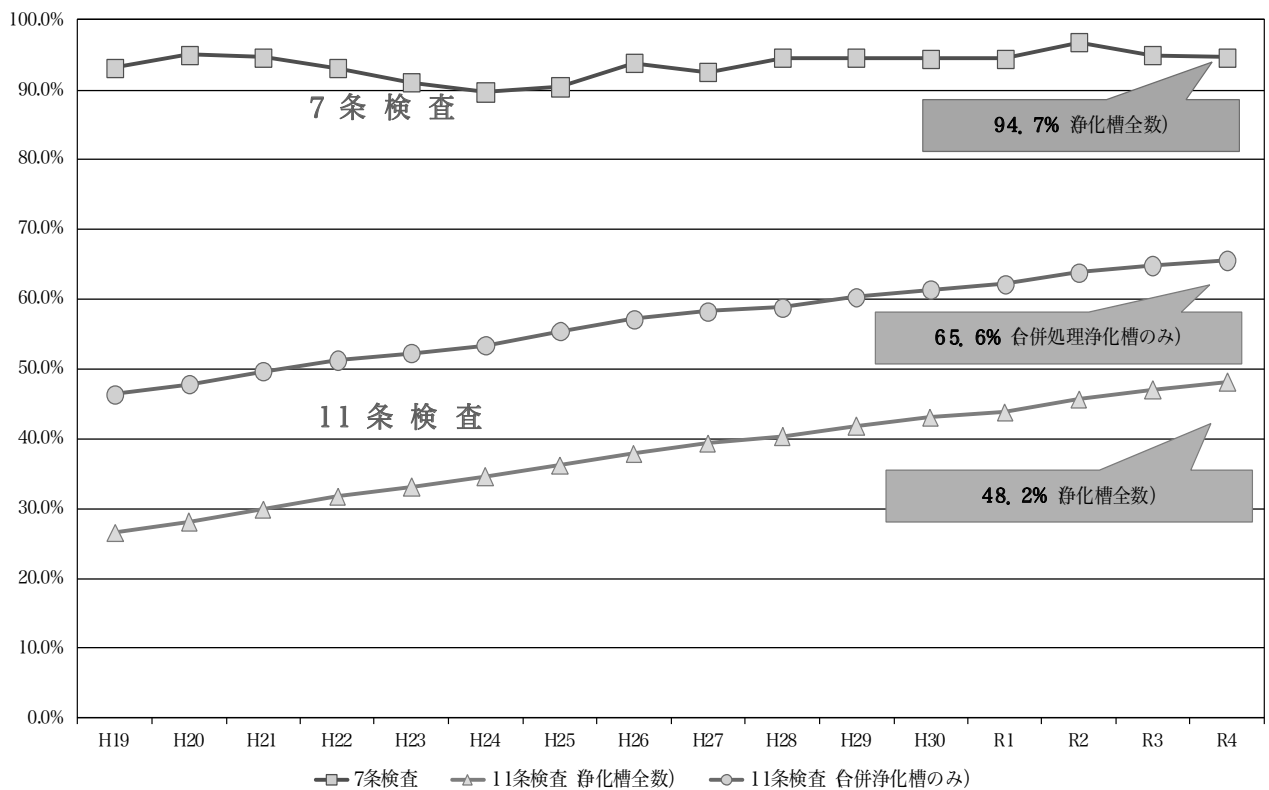
都道府 県 名	設 置 基 数				新 設 基 数		受検率 (7条検査)	受検率 (11条検査)	
	全 数	単独処理 浄化槽	合併処理浄化槽					全 数	合併処理 浄化槽のみ
				高度処理型 割合					
北 海 道	76,515	18,012	58,503	32.6%	1,319	67.0%	98.9%	82.9%	89.8%
青 森 県	114,848	67,094	47,754	2.5%	1,190	41.7%	89.9%	49.4%	83.5%
岩 手 県	58,717	3,575	55,142	46.9%	1,168	96.0%	94.4%	92.2%	92.7%
宮 城 県	78,402	21,685	56,717	32.5%	1,299	53.9%	100.0%	91.9%	99.4%
秋 田 県	69,951	26,339	43,612	30.8%	726	62.4%	96.0%	64.6%	82.1%
山 形 県	65,788	31,237	34,551	27.3%	453	68.7%	100%*	77.0%	86.6%
福 島 県	283,501	150,895	132,606	46.6%	2,984	97.7%	89.7%	34.0%	69.9%
茨 城 県	250,527	82,305	168,222	45.9%	4,215	104.6%	92.6%	48.4%	60.3%
栃 木 県	159,783	48,273	111,510	35.0%	2,133	99.6%	100.0%	76.0%	74.9%
群 馬 県	305,167	158,104	147,063	53.3%	4,446	99.4%	95.5%	79.5%	84.9%
埼 玉 県	473,506	226,131	247,375	28.2%	6,319	80.6%	92.5%	23.0%	37.6%
千 葉 県	547,855	279,968	267,887	39.9%	7,260	98.4%	79.0%	14.2%	26.2%
東 京 都	17,008	8,287	8,721	53.9%	134	100.0%	100%*	28.6%	47.9%
神奈川県	136,467	91,705	44,762	28.9%	933	72.2%	67.9%	16.7%	32.1%
新 潟 県	184,405	124,722	59,683	31.9%	1,316	76.8%	93.9%	70.6%	79.7%
富 山 県	37,368	24,775	12,593	30.8%	210	93.3%	100.0%	40.9%	76.6%
石 川 県	50,007	26,599	23,408	34.0%	378	91.0%	100.0%	46.5%	65.3%
福 井 県	35,122	18,975	16,147	35.0%	195	93.8%	100.0%	59.2%	78.2%
山 梨 県	124,940	73,583	51,357	32.0%	1,264	97.5%	96.3%	16.2%	35.5%
長 野 県	86,105	12,420	73,685	10.2%	1,251	34.1%	100%*	74.0%	81.3%
岐 阜 県	176,980	93,150	83,830	39.9%	1,532	98.4%	99.9%	96.4%	98.9%
静 岡 県	459,940	259,673	200,267	13.2%	6,406	24.8%	83.0%	35.2%	63.5%
愛 知 県	544,018	313,045	230,973	41.3%	6,973	68.2%	95.8%	27.3%	56.6%
三 重 県	224,524	98,266	126,258	34.5%	2,390	98.0%	99.9%	39.9%	56.6%
滋 賀 県	28,353	9,764	18,589	9.5%	234	65.8%	100.0%	52.6%	60.9%
京 都 府	34,379	11,262	23,117	19.0%	297	58.2%	81.0%	52.2%	67.2%
大 阪 府	101,745	55,707	46,038	34.2%	834	93.4%	100.0%	14.5%	26.1%
兵 庫 県	80,035	34,484	45,551	22.5%	758	59.2%	100%*	66.5%	84.6%
奈 良 県	98,399	64,517	33,882	26.3%	687	86.0%	100.0%	21.1%	51.5%
和歌山県	208,658	98,035	110,623	25.2%	2,842	67.1%	98.6%	41.4%	63.6%
鳥 取 県	24,786	12,762	12,024	28.6%	268	92.2%	78.4%	56.9%	73.3%
島 根 県	70,337	30,911	39,426	32.4%	864	97.7%	100.0%	81.0%	94.3%
岡 山 県	166,116	53,822	112,294	31.0%	2,309	58.8%	100.0%	93.5%	96.4%
広 島 県	174,413	68,297	106,116	31.4%	2,732	63.4%	100.0%	73.8%	81.2%
山 口 県	122,721	50,836	71,885	28.4%	1,488	100.0%	89.3%	57.1%	63.8%
徳 島 県	203,727	123,834	79,893	40.3%	2,366	62.1%	100.0%	62.2%	71.7%
香 川 県	177,655	80,851	96,804	46.3%	2,522	98.9%	100.0%	55.8%	65.2%
愛 媛 県	179,469	90,216	89,253	44.0%	2,021	98.6%	100.0%	38.0%	74.5%
高 知 県	105,710	41,162	64,548	43.0%	1,595	91.7%	99.6%	59.4%	72.1%
福 岡 県	183,481	42,739	140,742	36.3%	4,149	83.5%	100.0%	74.8%	85.0%
佐 賀 県	58,278	16,632	41,646	47.3%	1,272	96.9%	100.0%	80.9%	91.0%
長 崎 県	79,197	13,343	65,854	49.0%	1,848	98.4%	92.4%	87.9%	90.4%
熊 本 県	144,085	51,660	92,425	45.8%	2,130	98.1%	100%*	66.9%	78.0%
大 分 県	154,537	64,880	89,657	36.1%	2,856	61.3%	100.0%	44.0%	70.0%
宮 崎 県	145,295	61,473	83,822	46.7%	2,287	97.9%	97.0%	57.4%	70.5%
鹿児島県	319,161	101,880	217,281	39.2%	5,538	99.1%	99.9%	52.8%	51.1%
沖 縄 県	94,883	55,767	39,116	42.3%	1,877	95.0%	100.0%	9.3%	20.4%
合 計	7,516,864	3,493,652	4,023,212	35.6%	100,268	81.3%	94.7%	48.2%	65.6%

注) *は検査対象件数が推計のため100%超となっている場合を示す。

浄化槽の設置基数の推移



法定検査受検率の推移



浄化槽海外設置基数は5330基増の5万5511基

アメリカ、オーストラリア、インドなどが実績支える

JSA

(一社) 浄化槽システム協会 (JSA) の調べによると、令和5年に海外に設置された浄化槽は5330基 (対前年比156基減) で、累計設置基数は5万5511基に達したことが分かった。以前は年4000～7000基もの浄化槽が設置されてきた中国は今年度も85基にとどまったが、代わりにアメリカ、オーストラリア、インドなどが実績を支え、累計設置基数としては着実な伸びを見せている。

令和5年度の実績の内訳は、アメリカが2974基、イギリスが39基、インドが363基、インドネシアが41基、ウズベキスタンが1基、オース

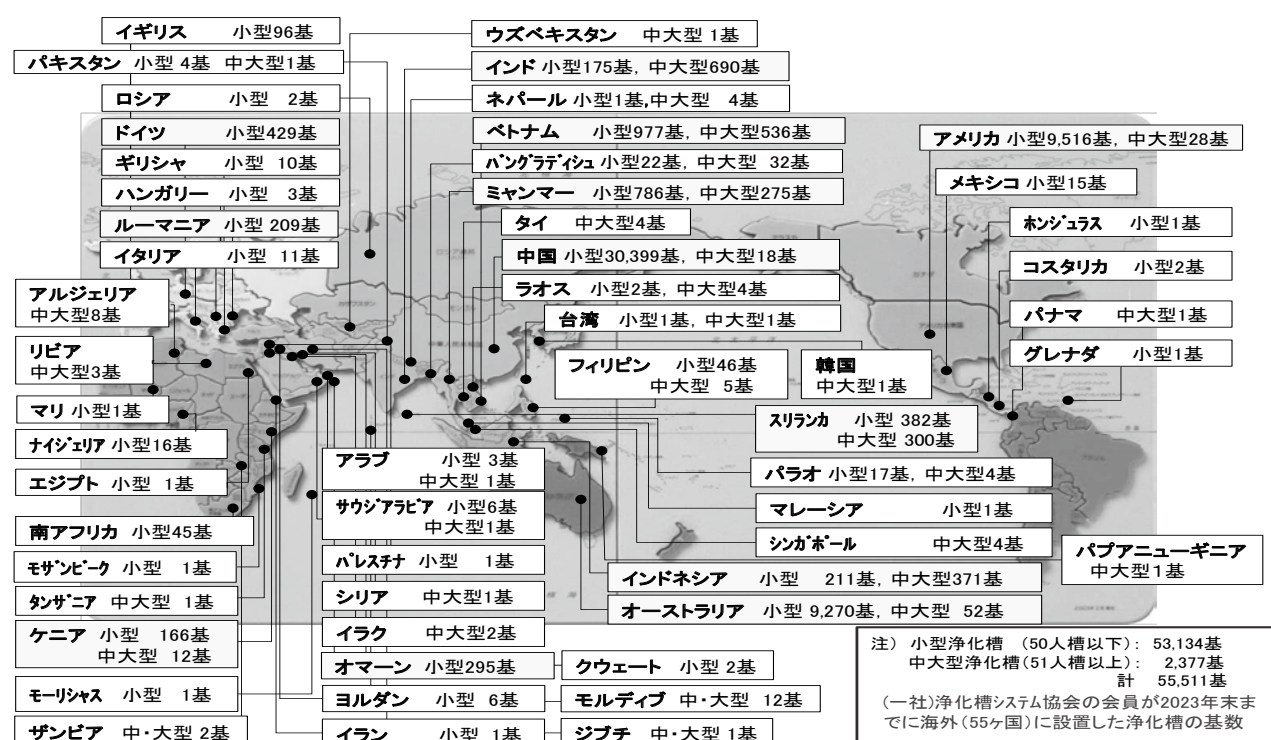
トラリアが1451基、オマーンが52基、ケニアが9基、ザンビアが2基、ジブチが1基、スリランカが138基、中国が85基、ドイツが59基、パラオが1基、バングラデシュが8基、フィリピンが10基、ベトナムが53基、ミャンマーが31基、モルディブが12基だった。

これまでは発展途上国への設置が主だったが、徐々に先進国でも浄化槽の普及が進み始めているようだ。

同調査は、JSAの会員からのヒアリングに基づくもので、日本から輸出した浄化槽 (ロックダウン方式を含む)、または自社の海外工場で生産した浄化槽の基数をカウントしている。

浄化槽海外設置実績

2023.12 末まで (一社) 浄化槽システム協会調べ



令和6年浄化槽 設備士試験

試験日：令和6年 **7月7日(日)**

試験地：宮城県・東京都・愛知県・大阪府・福岡県

受験資格：次のA、B、Cのいずれかに該当する者

A. 学歴と必要な実務経験年数(右表参照)

B. 建設業法による1級または2級管工事
施工管理技術検定に合格した者

C. 職業能力開発促進法（旧職業訓練法）
による技能検定のうち検定職種を1級
または2級配管（建築配管作業）とす
るものに合格した者

学 歴	実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学 卒業後 専門学校「高度専門士」 卒業後	1年以上	1年6ヵ月以上
短期大学 卒業後 高等専門学校(5年制) 卒業後 専門職大学前期課程 修了後 専門学校「専門士」 卒業後	2年以上	3年以上
高等学校 卒業後 専門学校 卒業後 (「高度専門士」、「専門士」以外)	3年以上	4年6ヵ月以上
その他(学歴問わず)	8年以上	

ただし、平成16年度以降に2級配管（建築配管作業）に合格した者にあつては、同種目
に関し4年以上の実務経験を有する者。

受験手数料：31,700円

受付方法：オンライン申請

ホームページまたはQRコードより受付

※申請にはメールアドレスが必要です。



受付期間：令和6年4月1日(月)～5月20日(月)



公益財団法人

日本環境整備教育センター

〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3

<https://www.jeces.or.jp/>

国家試験担当TEL

03(3635)4881

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 「水環境保全助成事業」

2024 年度 募集要項

「水環境保全助成事業」は、水環境の保全を図るため、浄化槽の普及啓発および地域の水環境保全活動などを積極的に実践する団体及び個人の事業活動に対して、下記の助成を行います。

1. 事業の目的

この事業は水環境の保全を図るため、浄化槽の普及啓発や地域の水環境保全活動などを積極的に実践する団体及び個人を対象に、活動資金の一部を助成することを通じて、活動が活性化し、また、活動の輪が拡大し、継続していくことを目的とします。

2. 助成の対象となる事業

助成の対象は、日本国内における自発的で継続的な浄化槽の普及啓発や、地域における水環境保全などの活動（業として行う活動は除く）で、次のような形態の活動が考えられますが、これはあくまで例示です。

※継続事業でも、前年度事業と内容が重複するものについては、条件が付与される可能性があります。

(1) 浄化槽の一般市民向け、全国及び都道府県並びに市町村規模の普及啓発活動

（環境講座・教室等の開催、ビデオの作成、パンフレットの作成、教育教材の作成、啓発用ブース等設営）

- ・ 一般市民を対象とし、浄化槽等による生活排水対策の啓発効果が十分期待出来、広報資料・図書等の配布方法が適切であること。

(2) 水環境保全の実践活動（河川および水質汚濁原等の観察会、浄化槽等による生活排水処理の効果等）

- ・ 一般市民の協力・参加が得られ、浄化槽等による水質汚濁対策の重要性・効果が十分に期待出来ること。

(3) 水環境調査活動（水生生物の調査、水質等の調査分析および生活排水処理の実状等の情報収集・提供等）

- ・ 学生・生徒や一般市民の参加が得られ、浄化槽等による生活排水対策の啓発に資する内容であること。

(4) その他

- ・ 対象となる地域の浄化槽の普及状況を報告書に含めること。
- ・ 事業の目的に該当しないと判断された申請については、助成対象外とする。
- ・ 申請時に提出された書類の返却はいたしません。

3. 助成申請者の要件

日本国内において、浄化槽の普及啓発や地域の水環境保全活動を行う営利を目的としない団体及び個人とします。

（ただし、一般社団法人全国浄化槽団体連合会会員団体は申請不可。）

- ・ 団体は、主として一般市民から構成されていること。

4. 助成金額

1 活動（同一年度内 1 申請者 1 活動に限る）あたりの助成金額は、事業総額に対しての補助率を原則 1/2 以下とし 20 万円を上限とします。なお、当該活動の事業費総額が 20 万円に満たない場合は活動費総額の 1/2 を上限とします。当助成事業の総額は 1 年あたり 300 万円までとします。

5. 助成金の使途

助成金の使途は、活動に直接必要な次の経費であって、常勤的職員の人件費・飲食費及び事務所維持・管理のための経費は含みません。

[1] 謝金 [2] 旅費 [3] 印刷製本費 [4] 通信運搬費 [5] 借料・損料
[6] 消耗品費・材料費 [7] 賃金 [8] 事務管理費

なお、[3] [5] [6] に該当するもので 5 万円以上のものについては、申請時に見積書の提出が必要です。

6. 助成対象活動の期間

助成対象となる活動は、4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までの期間に実施される活動とします。

※ ただし、交付決定前に実施された活動であっても、審査委員会で承認されない場合には助成対象外となりますので、念のため申し添えます。

7. 助成金の申請・交付決定日

毎年の助成金の募集・申請は 4 月 1 日～6 月 30 日とします。交付決定は 6 月 30 日以降 1 ヶ月以内とします。

※ 上記の期日は、予定であり諸事情により変更することがあります。

※ 申請書の提出は、募集期間最終日の消印有効です。

8. 助成対象者の義務

(1) 助成対象者は、一般社団法人 全国浄化槽団体連合会と助成に関する契約を締結し、これに基づき助成活動の終了後に、当該活動の経過・結果及び会計についての報告書及び成果物を提出して下さい。

※ 報告書には、申請時に提出していただいた実施計画がどのように実行されたか、当該活動の実施日時及び参加人数等の詳細も記載して下さい。

※ 当該活動等の結果は、当連合会ホームページ等において公開しますので、報告書の電子ファイル（PDF 等）も提出して下さい。

※ 会計報告には、領収書（コピー可）を添付して下さい。

(2) 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会から助成を受けた旨を、当該活動（講習会等の会場、印刷物、報告書等）において明示して下さい。

9. 助成対象者の決定

助成対象者の決定は、水環境保全助成事業審査委員会において、書類審査により決定します。なお、助成額については、申請額・活動内容等を勘案して決定します。

10. 助成対象者選考結果の発表

助成対象者の選考結果は、申請者に文書により通知します。

なお、選考に関わる問い合わせには、事前・事後に関わらず一切応じることは出来ません。

令和6年度 浄化槽管理士講習・浄化槽設備士講習 および各種講習会のご案内

公益財団法人 日本環境整備教育センター

令和6年度実施の各種講習会の開催についてお知らせいたします。
講習会の受講を希望される方は、各受付機関までご連絡ください。
また、当教育センターホームページでも詳しくご覧になれます。

1. 浄化槽管理士講習

講習地	講習期間	オンライン申請受付期間	講習地事務局	講習会場
宮城県	令和6年 6/24 (月) ~ 7/6 (土)	令和6年 5/13 (月) ~ 5/24 (金)	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町2-5-15 TEL 022-783-8070	ホテルクレセント TEL 022-397-3111
東京都	令和6年 6/3 (月) ~ 6/15 (土)	令和6年 4/22 (月) ~ 5/3 (金)	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 TEL 03-3635-4882	公益財団法人日本環境整備教育センター TEL 03-3635-4882
	令和6年 7/22 (月) ~ 8/3 (土)	令和6年 6/10 (月) ~ 6/21 (金)		
	令和7年 2/10 (月) ~ 2/22 (土)	令和7年 1/6 (月) ~ 1/17 (金)		
	令和6年 9/30 (月) ~ 10/12 (土)	令和6年 8/19 (月) ~ 8/30 (金)	一般社団法人東京都水環境システム協会 〒135-0052 江東区潮見1-23-5 TEL 03-6458-4614	
愛知県	令和6年 11/11 (月) ~ 11/23 (土)	令和6年 9/30 (月) ~ 10/11 (金)	一般社団法人愛知県浄化槽協会 〒453-0017 名古屋市中村区則武通1-31 TEL 052-481-7200	フジコミュニティセンター TEL 052-481-5541
大阪府	令和6年 8/26 (月) ~ 9/7 (土)	令和6年 7/15 (月) ~ 7/26 (金)	一般社団法人大阪府環境水質指導協会 〒591-8032 堺市北区百舌鳥梅町1丁24-3 TEL 072-256-1056	P.L.P.会館 TEL 06-6351-5860
	令和6年 12/9 (月) ~ 12/21 (土)	令和6年 10/28 (月) ~ 11/8 (金)		
香川県	令和6年 12/2 (月) ~ 12/14 (土)	令和6年 10/21 (月) ~ 11/1 (金)	公益社団法人香川県浄化槽協会 〒761-8012 高松市香西本町1-106 TEL 087-881-6600	サンメッセ香川 2階中会議室 TEL 087-869-3333
福岡県	令和6年 6/24 (月) ~ 7/6 (土)	令和6年 5/13 (月) ~ 5/24 (金)	一般財団法人福岡県浄化槽協会 〒811-2412 糟屋郡篠栗町大字乙犬966-7 TEL 092-947-1800	福岡生活衛生食品会館 TEL 092-651-5553
	令和6年 9/2 (月) ~ 9/14 (土)	令和6年 7/22 (月) ~ 8/2 (金)		
	令和7年 3/3 (月) ~ 3/15 (土)	令和7年 1/20 (月) ~ 1/31 (金)		
鹿児島県	令和6年 11/5 (火) ~ 11/17 (日)	令和6年 9/23 (月) ~ 10/4 (金)	公益財団法人鹿児島県環境保全協会 〒890-0073 鹿児島市宇宿2-9-9 TEL 099-296-9002	公益財団法人鹿児島県環境保全協会 研修室 TEL 099-296-9002

※受講資格・・・学歴、実務経験等の資格の要件はありません。

受 講 料・・・153,400円（浄化槽設備士資格取得者で受講一部免除選択の方は、142,100円）

申請方法・・・公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページからオンライン申請システムにより申請してください。

2. 浄化槽設備士講習

(1) 対面の講習

講習地	講習期間	オンライン申請受付期間	講習地事務局	講習会場
東京都	令和6年 5/27 (月) ~ 5/31 (金)	令和6年 4/15 (月) ~ 4/26 (金)	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 TEL 03-3635-4882	公益財団法人日本環境整備教育センター TEL 03-3635-4882

※受講資格・・・1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有する者。

受 講 料・・・133,100円（浄化槽管理士資格取得者で受講一部免除選択の方は、125,400円）

申請方法・・・公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページからオンライン申請システムにより申請してください。

(2) オンデマンド講習

開催地	講習期間	オンライン申請受付期間	講習地事務局	効果評定会場
東京都 (予定)	令和6年 5/24 (金) ~ 7/11 (木) 効果評定日 7/18 (木)	令和6年 4/17 (水) ~ 5/1 (水)	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 TEL 03-3635-4882	公益財団法人日本環境整備教育センター TEL 03-3635-4882
	令和6年 7/17 (水) ~ 9/3 (火) 効果評定日 9/10 (火)	令和6年 6/9 (日) ~ 6/23 (日)		
	令和6年 8/21 (水) ~ 10/8 (火) 効果評定日 10/15 (火)	令和6年 7/14 (日) ~ 7/28 (日)		
	令和6年 9/26 (木) ~ 11/13 (水) 効果評定日 11/20 (水)	令和6年 8/21 (水) ~ 9/4 (水)		
	令和6年 10/22 (火) ~ 12/9 (月) 効果評定日 12/16 (月)	令和6年 9/14 (土) ~ 9/28 (土)		

※受講資格・・・1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有する者。

受講料・・・133,100円（浄化槽管理士資格取得者で受講一部免除選択の方は、125,400円）

申請方法・・・公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページからオンライン申請システムにより申請してください。

3. 浄化槽技術管理者講習会

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
宮城県	令和6年 12/4 (水) ~ 12/6 (金)	令和6年 10/21 (月) ~ 11/1 (金)	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町2-5-15 TEL 022-783-8070	ホテルクレセント TEL 022-397-3111
東京都	令和6年 8/21 (水) ~ 8/23 (金)	令和6年 7/8 (月) ~ 7/19 (金)	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 TEL 03-3635-4882	公益財団法人日本環境整備教育センター TEL 03-3635-4882
	令和6年 10/23 (水) ~ 10/25 (金)	令和6年 9/17 (火) ~ 9/27 (金)		
愛知県	令和6年 7/23 (火) ~ 7/25 (木)	令和6年 6/10 (月) ~ 6/21 (金)	一般社団法人愛知県浄化槽協会 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31 TEL 052-481-7200	中産ビル TEL 052-931-9431
大阪府	令和6年 11/12 (火) ~ 11/14 (木)	令和6年 9/30 (月) ~ 10/11 (金)	一般社団法人大阪府環境水質指導協会 〒591-8032 堺市北区百舌鳥梅町1丁24-3 TEL 072-256-1056	PLP会館 TEL 06-6351-5860
福岡県	令和7年 1/22 (水) ~ 1/24 (金)	令和6年 12/2 (月) ~ 12/13 (金)	一般財団法人福岡県浄化槽協会 〒811-2412 糟屋郡橋本町大字乙犬966-7 TEL 092-947-1800	福岡生活衛生食品会館 TEL 092-651-5553

※受講資格・・・浄化槽管理士の資格を有していること。

受講料・・・56,400円

申請書・・・無料、各講習地の受付機関より入手してください。

4. 浄化槽検査員講習会

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
東京都	令和6年 9/3 (火) ~ 9/9 (月)	令和6年 7/22 (月) ~ 8/2 (金)	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 TEL 03-3635-4882	公益財団法人日本環境整備教育センター TEL 03-3635-4882
	令和7年 1/15 (水) ~ 1/21 (火)	令和6年 12/2 (月) ~ 12/13 (金)		

※受講資格

ア. 浄化槽管理士

イ. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）または旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学、またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

ウ. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）または旧大学令に基づく大学を卒業した後、2年以上浄化槽に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

エ. 学校教育法に基づく短期大学もしくは高等専門学校または旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上浄化槽に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

受講料

(1) 上記「受講資格」に掲げるアに該当する者（初日、2日目免除により3日目から受講）は、94,800円

(2) 上記「受講資格」に掲げるアに該当する者で初日から受講を希望する者とい、ウ及びエに該当する者は、119,300円

申請書・・・無料、講習地の受付機関より入手してください。

5. 浄化槽清掃技術者講習会

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
東京都	令和7年 1/28（火）～ 2/5（水）	令和6年 10/21（月）～ 10/28（月）	一般社団法人日本環境保全協会 〒102-0073 千代田区九段北1-10-9 九段VIGASビル TEL 03-3264-7935	公益財団法人日本環境整備教育センター TEL 03-3635-4882
			全国環境整備事業協同組合連合会 〒100-0014 千代田区永田町2-17-17アイオス永田町612号室 TEL 03-6453-0607	
			全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 〒101-0041 千代田区神田須田町1-24 神田AKビル5階B TEL 03-5207-5795	

※受講資格・・・浄化槽の清掃実務経験年数が、現在（申請時）から過去2年以上であること。

受 講 料・・・104,200円

申 請 書・・・無料、各受付機関より入手してください。

6. 浄化槽清掃実務者講習会

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
徳島県	令和6年 7/13（土）～ 7/14（日）	令和6年 6/3（月）～ 6/14（金）	一般社団法人徳島県環境保全協会 〒779-3601 美馬市脇町字押原2759-1 棚岩本総業内 TEL 0883-53-1233	徳島県教育会館 TEL 088-633-1511

※受講資格・・・浄化槽の清掃業務に従事している者であること。

受 講 料・・・21,600円

申 請 書・・・無料、講習地の受付機関より入手してください。

7. コンパクト型浄化槽の清掃の実務に関する講習会

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
宮城県	令和6年 9/21（土）	令和6年 8/13（火）～ 8/23（金）	宮城県環境保全事業連合会 〒880-0856 宮崎市日ノ出町253 TEL 0985-25-7645	宮城県技能検定センター TEL 0985-58-1551

※受講資格・・・浄化槽の清掃業務に従事している者であること。

受 講 料・・・10,800円

申 請 書・・・無料、講習地の受付機関より入手してください。

8. コンパクト型浄化槽の清掃の実務に関する講習会Ⅱ

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
徳島県	令和6年 10/15（火）	令和6年 9/2（月）～ 9/13（金）	一般社団法人徳島県環境保全協会 〒779-3601 美馬市脇町字押原2759-1 棚岩本総業内 TEL 0883-53-1233	徳島県教育会館 TEL 088-633-1511

※受講資格・・・浄化槽の清掃業務に従事している者であること。

受 講 料・・・17,400円

申 請 書・・・無料、講習地の受付機関より入手してください。

9. モアコンパクト型浄化槽に関する講習会Ⅰ

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
群馬県	令和6年 10/5（土）	令和6年 8/26（月）～ 9/6（金）	一般社団法人群馬県環境保全協会 〒371-0846 前橋市元総社町1120-1 TEL 027-212-2333	群馬県公社総合ビル 1階西研修室 TEL 027-255-1166
宮城県	令和6年 9/22（日）	令和6年 8/13（火）～ 8/23（金）	宮城県環境保全事業連合会 〒880-0856 宮崎市日ノ出町253 TEL 0985-25-7645	宮城県技能検定センター TEL 0985-58-1551

※受講資格・・・浄化槽関係技術者

受 講 料・・・10,000円

申 請 書・・・無料、各講習地の受付機関より入手してください。

2024 年度事業計画

3月27日に開催した2023年第52回理事会において、2024年度事業計画案が承認されました。概要は次のとおりです。

◎浄化槽ビジョンのPR、推進

◎災害協定の締結

1. 全浄連の新たな1年へ向けての今年度の主な事業

- (1) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の転換のより強力な推進
- (2) 全国の都道府県における協議会の設立
- (3) 浄化槽システムの脱炭素化推進事業の継続とその充実
- (4) 浄化槽台帳整備の更なる推進及び業界全体のデジタル化の推進
- (5) 浄化槽に関する情報の収集、発信（ホームページ・全浄連ニュースの充実）

2. 継続事業

- (1) 機能保証制度事業
- (2) 管理士研修会事業
- (3) 環境省委託事業（トップセミナー等）
- (4) 出版物事業
- (5) 教育センター協力事業
- (6) 水環境保全助成事業（NPO／学生を対象）

3. 今年度、新たに取り組む事業

- (1) 浄化槽設備士研修会
- (2) 避難所トイレシステムの推進、拡大
- (3) 下水道や集落排水施設からの浄化槽への転換の促進
- (4) 浄化槽の信頼向上（警報装置・設置者とのコミュニケーション）
- (5) 浄化槽の技術向上（ディスポーザー対応）

4. 全浄連 決議案、要望書について 要望活動の推進

全浄連・会務報告

月 日	摘 要	会 場・訪 問 先
1 月 23 日	「第 4 回正副会長会」(対面会議)	ホテルグランドヒル市ヶ谷
1 月 25 日	「第 3 回事業委員会」(対面会議)	ホテルグランドヒル市ヶ谷
2 月 7 日	「第 51 回理事会」(書面表決)	全浄連会議室
2 月 22 日	「臨時総会」(書面表決)	全浄連会議室
2月27～28日	「令和 5 年度事務局長会議」	ホテルグランドヒル市ヶ谷
3 月 25 日	「第 6 回 2023 浄化槽ビジョン検討会」(対面会議)	ホテルグランドヒル市ヶ谷
3 月 27 日	「第 52 回理事会」(対面・Web 併用)	ホテルグランドヒル市ヶ谷
4 月 17 日	「第 7 回 2023 浄化槽ビジョン検討会」(対面会議)	ホテルグランドヒル市ヶ谷
4 月 30 日	「第 1 回事業委員会」(Web 会議)	全浄連会議室

全浄連関係機関・団体との会議等報告

月 日	摘 要	会 場
1 月 9 日	日本廃棄物団体連合会 令和 6 年新年賀詞交換会	アルカディア市ヶ谷
1 月 17 日	全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 新春懇談会	海運クラブ
1 月 19 日	令和 5 年度浄化槽トップセミナー鹿児島	ホテル自治会館
1 月 26 日	(公社) 宮城県生活環境事業協会 令和 6 年新春セミナー	ホテル白萩
2 月 1 日	鹿児島県環境整備事業協同組合 創立 50 周年記念式典	城山ホテル鹿児島
4 月 27 日	公明党石川県本部 団体政策要望懇談会	ホテル金沢

データ記録も、遠隔監視もおまかせ。

「ポータブル×設置型」の
ハイブリッドDO計、誕生

DOロガー

NEW 型式:ID-250T

ロガー機能搭載

電池内蔵のポータブル

完全防水 (IP68防水性)

耐衝撃 (落下耐久5m)

本体2年保証

センサー1年保証

データロガー

場所を選ばず連続 DO 測定



測定中は置きっぱなしでOK
(一定流速が必要)



測定終了後はアプリでデータ取得
グラフ表示やメール転送も可能

遠隔監視

測定中に定期的に自動メール送信

遠隔地でも、夜間・休日でも
チェック可能



事務所の
管理者へ

別の現場の
社員にも共有

Android端末専用
データ管理用アプリ
ID-250T Reader

ロガーデータ
連続取得

遠隔監視、
自動メール送信



テスト器貸出 無料

お気軽にお試しください

飯島電子工業株式会社

TEL: 0120-67-2827
受付 9:00 ~ 17:20 (月~金)

〒443-0011 愛知県蒲郡市豊岡町石田1-1
Email: eigyou@ijima-e.co.jp <https://www.ijima-e.co.jp>



All for Lives.

TOHIN

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

TOHINグループは、SDGsの目標達成と持続可能な社会の実現に向け、事業を通じて社会の課題解決に取り組んでいます。

TX TURBO BLOWER

空気軸受式単段ばっ気ブロワ



高効率で静粛性、耐久性の高い
ロータリーブロワ



省エネルギー・省メンテナンス
下水処理や産業排水処理にかかるコスト・CO2を大幅に削減



遠隔操作などのIoTにも対応可能な
制御盤、ブロワボックス



個体・粉体・液体・連続吸引など
様々な用途に対応できる各種クリーナー

製造元 東浜工業株式会社

総販売元 東浜商事株式会社

(ISO9001 認証取得)

久喜工場
清久工場
東京本社
札幌営業所
名古屋営業所
大阪営業所
福岡営業所

〒346-0028 埼玉県久喜市河原井町 13 番地
〒346-0035 埼玉県久喜市清久町 6-3
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-20-7
〒003-0011 札幌市白石区中央 1 条 5 丁目 11-16
〒454-0976 名古屋市中川区股部 2-1204
〒564-0051 吹田市豊津町 17-35
〒812-0893 福岡市博多区那珂 1-29-23

TEL 0480-22-7945 (代) FAX 0480-22-7949
TEL 0480-23-2600 (代) FAX 0480-23-3949
TEL 03-3230-3426 FAX 03-3230-3420
TEL 011-821-6312 (代) FAX 011-842-2619
TEL 052-432-5485 (代) FAX 052-432-5513
TEL 06-6380-1031 FAX 06-6380-1039
TEL 092-441-1424 FAX 092-431-4817

URL <https://www.tohin.co.jp/>

ShinMaywa 浄化槽(小型・中型)専用放流ポンプ

VISION WITH INSIGHT

新製品

いいことずくめの
e-NORUS

CRB321ES

e-ノーラスは電極センサと独自の運転制御の組み合わせで
脱フロートスイッチを実現した、すぐれものです。

特許取得済 特許第5810022号

- ✓ 業界初! 同じポンプで**自動交互・同時運転!**
- ✓ 設置スペースをより**スマートに!**
- ✓ 50Hz/60Hz **ヘルツフリー!** 製品在庫が**削減**できます!
- ✓ フロート式に比べ更に**軽量化!** (5.4kg → 4.5kg)
- ✓ ケーブル膨潤**抑制!** 耐塩素ケーブルを**標準装備!**



新明和工業株式会社

新明和 検索 <http://www.shinmaywa.co.jp>

流体事業部

営業本部 〒230-0003 横浜市鶴見区尻手3丁目2-43 ☎(045)575-9845

流体営業部

(機器担当G) 〒230-0003 横浜市鶴見区尻手3丁目2-43 ☎(045)575-6411

(システム担当G) 〒230-0003 横浜市鶴見区尻手3丁目2-43 ☎(045)575-5475

北海道支店 ☎(011)641-0881 関西支店 ☎(06)4807-5520

東北支店 ☎(022)237-7551 中国支店 ☎(082)282-7176

関東支店 ☎(048)653-6771 九州支店 ☎(092)411-5461

中部支店 ☎(052)231-2201

集金や入金確認のお悩み解決します!

集金代行サービス

☑ 導入費用0円 利用がない月も0円

☑ 導入サポート充実 アフターフォローもバッチリ

定期保守点検
費用等の回収業務
にて、お困りごとを
解決します!

決済手段の多様化

入金消込業務

請求書送付業務

業務効率
UP!

口座振替

お客様の預金口座から
回収金を引き落とし代行回収
します

顧客
満足度
UP!

コンビニ決済

全国のコンビニエンスストアを
受付窓口として代行回収します

事務負担
軽減!

請求書発行代行

請求書の発行
(印刷・封入・送付)の
業務を代行します

請求書の発送作業に手間を
感じている事務作業に時間を
割けないなど



浄化槽業界の導入事例も多数あります!
「全浄連ニュースの広告見たよ」と
お気軽にお問い合わせください!



▶ 弊社ホームページにて
資料請求・お問い合わせできます。

▶ ホームページからの資料請求は

リコーリース株式会社

リコーリース集金代行

検索 <https://www.rl-shukin.jp/>

☎ 0120-727-702

フリーダイヤル受付時間/平日9:00~17:00

※各種サービスの導入には審査のお手続きがございます。
審査結果によってはご希望に添えない場合がございますので、予めご了承下さい。



高効率と通過性を兼ね備えた 水中ノンクログ型スマッシュポンプ BN 型

“スマッシュ機構”により異物を通過！



社内通過試験の様子

水中ノンクログ型スマッシュポンプ BN型

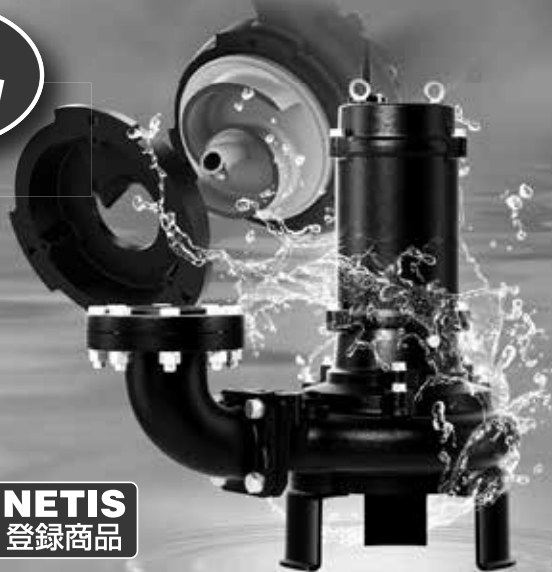
吐出し口径：80mm・100mm
出力：1.5～15kW

1.5kW
新発売!!

“スマッシュ機構”とは？
詳細はこちら



NETIS
登録商品



株式会社 鶴見製作所

大阪本店：〒538-8585 大阪市鶴見区鶴見4-16-40 TEL.(06)6911-2351 FAX.(06)6911-1800
東京本社：〒110-0016 東京都台東区台東1-33-8 TEL.(03)3833-9765 FAX.(03)3835-8429

北海道支店：TEL.(011)787-8385
東北支店：TEL.(022)284-4107

東京支店：TEL.(03)3833-0331
北関東支店：TEL.(028)613-1520

北陸支店：TEL.(076)268-2761
中部支店：TEL.(052)361-3000

近畿支店：TEL.(06)6911-2311
中国支店：TEL.(082)923-5171

四国支店：TEL.(087)815-3535
九州支店：TEL.(092)452-5001

www.tsurumipump.co.jp



